

岩手県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和6年岩手県告示第63号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和6年6月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市和賀町堅川目地内
- 2 実施した期間 令和5年11月1日から令和6年3月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量